

労働俱樂部が從來我等の主張する理想を具現する機会に於て直ちに労働立法促進委員會を解散することを辭せす。

以上の經過を以て、愈々成立の合意が六月二十五日神戸に於て開かれた。參加團體は、日本海員組合、海員協會、海軍労働聯盟、日本造船労働聯盟、日本労働總同盟、労働組合總聯合、全國労働組合同盟、官業労働總同盟の九團體にして左の規約要綱を決定した。

## 日本労働俱樂部規約

### 一、名稱及位置

日本労働俱樂部と稱し其事務所を左記に置く。神戸市日本海員組合本部  
本俱樂部は左記條件に一致するものと認めらるゝ労働團體より選出されたる各三名以内の代表者に依つて構成され

### 二、構成範囲

(イ) 健全なる労働組合主義を以て指導精神とするもの（共産主義、無政府主義、ファシズム等の指導精神に反対するもの）

(ロ) 國際労働機關そのものに對し反対せざるもの。

(ハ) 俱樂部創立の當初に於ける構成範囲は大體に於て第一次及第二次懇談會に案内せる團體のみに止め其後の加盟に就ては創立當時に於ける構成團體より各一名の詮衡委員を選出し該委員會に於ける三分の二の多數を以て加盟を決定す。

### 三、目的

本俱樂部は左記目的を實現する爲めに必要な協議及運動をなす。

(1) 各構成團體間に於ける融和親睦。

(2) 社會立法の制定並に改善。

- (3) 國際問題に對する態度の決定。
- (4) 勞働時間、最低賃銀、團體協約等の基礎的労働條件の確立。
- (5) 構成團體の爭議に對する態度の決定。

(6) 但爭議に對する爭議團體の自主権は抱くまで是れを認めると同時にその應接の限度及方法はこれを擧げて構成團體各自の裁量に一任す。

### 四、機關

本俱樂部に左記機關を置く。

- (1) 代表委員。
- (2) 懇談會。

代表委員は本俱樂部を代表し懇談會決定事項執行の責任を負ふ。代表委員は毎年度最初の懇談會に於て委員の互選に依て決定す。代表委員は本委員會の會計を兼務す。  
構成團體より選出されたる委員全部は三ヶ月に一回の割合を以て開催さるゝ懇談會に出席し本俱樂部の目的を達成する爲に必要なる一切の協議を爲す。各構成團體は輪番に幹事團體となり定期懇談會を開催す。開催地及期日は前回の定期懇談會に於てこれを決定す。幹事團體は懇談會開催に關する一切の準備をなし議題並に開催場所及時間について充分の時日をおきて各構成團體に通告す。懇談會の決定は成るべく全員一致なる事を望むも議題の性質其他により事情止むを得ざるものと認められた時は多數決にてこれを決定する事あるべし。

五、會計  
各構成團體は通信費、懇談會準備費、決議事項實現費用等に充つる爲毎月三回定額の會費を代表委員に送金する事。

決議事項の性質により目的實現の爲め特別の出費を要する時は懇談會は其追加支出を決定す。

會計事務は代表委員に於てこれを兼務す。